

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成31年4月19日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 TOKUYA大津瀬田店 大津市大萱六丁目字南川崎 2992 番ほか7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名 阪口修弘
大津市大萱三丁目9番5号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、代表者の氏名
株式会社ハッピーテラダ 京都府宇治市五ヶ庄平野 26 番地4 代表取締役 寺田邦彦
- 4 大規模小売店舗の新設をする日 平成31年11月22日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 1,844 平方メートル
- 6 駐車場の収容台数 65 台
- 7 駐輪場の収容台数 54 台
- 8 荷さばき施設の面積 57.3 平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
廃棄物保管施設① 9.3 立方メートル
廃棄物保管施設② 5.1 立方メートル
廃棄物保管施設③ 6.9 立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から21時まで
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から21時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数 1か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 6時から18時まで
- 14 届出年月日 平成31年3月28日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 平成31年4月19日から平成31年8月19日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成31年8月19日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号